

(写)

7 農 振 第 70 号
令和 7 年 4 月 11 日

全国知事会会長	村井 嘉浩	}	殿
全国市長会会長	松井 一實		
全国町村会会長	吉田 隆行		

農林水産大臣 江藤 拓

農用地等の確保等に関する基本指針に係る国と地方の協議について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条の 3 第 2 項で準用する同法第 3 条の 2 第 4 項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針に係る国と地方の協議を下記のとおり書面にて実施する。

記

- 1 実施日
令和 7 年 5 月 12 日（月）
- 2 議題
農用地等の確保等に関する基本指針の変更について
- 3 資料
別紙 1 及び 2 のとおり

農用地等の確保等に関する基本指針（農林水産大臣決定）の変更に係る新旧対照表（案）

変 更 後	変 更 前
農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を次のとおり変更したので、同条第 2 項において準用する同法<u>第 3 条の 2 第 6 項</u>の規定に基づき、公表する。 <u>令和 7 年●月●日</u> 農林水産大臣 <u>江藤 拓</u> 農用地等の確保等に関する基本指針 <u>世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内においても、農地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行していることなどから、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保のための対策を講ずる必要がある。</u> <u>こうした中、農業生産の基盤である農地については、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 5 条及び第 28 条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされており、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）においては、我が国の食料供給に関する目標として、食料自給率や農地面積に係る目標を設定するとともに、当該目標を達成するための KPI（重要業績評価指標）として農用地区域内農地の面積の状況を把握することとしたところである。</u> <u>このため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）に基づき、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の農地については、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。</u> また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。 この基本指針は、法第 3 条の 2 に基づき、<u>食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な考え方</u>や<u>農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標を示し、この考え方が、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に、さらには、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に、的確に反映されるよう策定するものである。</u> 第 1 <u>食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項</u> <u>（1）食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な考え方</u>	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を次のとおり変更したので、同条第 2 項において準用する同法<u>第 3 条の 2 第 5 項</u>の規定に基づき、公表する。 <u>令和 2 年 12 月 8 日</u> 農林水産大臣 <u>野上 浩太郎</u> 農用地等の確保等に関する基本指針 <u>農地については、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 4 条及び第 23 条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。また、食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）においては、主要品目ごとの生産努力目標とともに、農地面積の見通し、これらの生産努力目標を前提とした場合に必要となる延べ作付面積及び耕地利用率が示されたところである。</u> <u>世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。</u> また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。 この基本指針は、法第 3 条の 2 に基づき、<u>農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方を示し、この考え方が、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に、さらには、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に、的確に反映されるよう策定するものである。</u> 第 1 <u>農用地等の確保に関する基本的な方向</u> <u>（1）確保すべき農用地等の面積の目標</u>

変 更 後	変 更 前
<u>国民に対する食料の安定供給に向けて、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用することが重要である。中でも、農地は、一度かい廃すると復元させることが困難であるという性質を有することを踏まえ、農業振興地域制度の適切な運用を始めとする諸施策により、国内の農業生産に必要な農地を確保する必要がある。</u> (2) <u>国及び地方公共団体の役割に応じた農業振興地域制度の適切な運用</u> <u>国は、我が国全体の農用地等が確保されるよう努める責務があることに鑑み、都道府県面積目標の達成状況調査等を通じて、農業振興地域制度が適切に運用されているかを把握した上で、地方公共団体に対して必要に応じて助言等を行うものとする。</u> <u>一方で、農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。</u> <u>したがって、都道府県及び市町村は、国との適切な役割分担の下、農用地等が確保されるよう努める責務があることに鑑み、本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。</u> <u>特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。</u> (3) <u>諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進</u> <u>農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。</u> ① <u>農地の保全・有効利用</u> <u>多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等により農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。</u> ② <u>農業生産基盤の整備及び保全</u> <u>地域計画と連携し、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、管理作業の省力化に資する整備、情報通信環境の整備、国内の需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進する。また、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、施設の補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図る等、農業水利施設の戦略的な保全管理を推進する。</u>	<u>農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和 12 年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（令和元年 400.2 万ヘクタール）よりも 3 万ヘクタール減の 397 万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。</u> (2) <u>農業振興地域制度の適切な運用</u> <u>農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。</u> <u>したがって、都道府県及び市町村は、本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。</u> <u>特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。</u> (3) <u>諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進</u> <u>農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。</u> ① <u>農地の保全・有効利用</u> <u>多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話し合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。</u> ② <u>農業生産基盤の整備</u> <u>農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。</u>

変 更 後	変 更 前
<u>これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。</u> その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。 ③ 非農業的土地需要への対応 非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。 この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。 第2 <u>農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標</u> <u>第1の農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進に加え、農地転用許可制度の適切な運用等により、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積については、現状（令和5年396.7万ヘクタール）よりも7万ヘクタール減の390万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。</u> 第3 <u>都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項</u> <u>農業振興地域整備基本方針において定める都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積の目標（以下「都道府県面積目標」という。）の設定に当たっては、次によるものとする。</u> ① 目標年及び基準年 <u>都道府県面積目標の目標年は令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とする。</u> ② 目標値の算定基準 これまでのすう勢が今後（令和6年から令和17年まで）も同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地の面積が減少した場合の令和17年時点の農地面積に、第1の（2）及び（3）の施策効果を加味して設定する。 なお、具体的な設定基準については、別添のとおりとする。	その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。 ③ 非農業的土地需要への対応 非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。 この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。 （新設） 第2 <u>都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項</u> <u>農業振興地域整備基本方針において定める確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標の設定に当たっては、次によるものとする。</u> ① 目標年及び基準年 <u>確保すべき農用地等の面積の目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。</u> ② 目標値の算定基準 これまでのすう勢が今後（令和2年から12年まで）も同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地面積が減少した場合の令和12年時点の農地面積に、第1の（2）及び（3）の施策効果を加味して設定する。 なお、具体的な設定基準については、別添のとおりとする。

変 更 後	変 更 前
第4 農業振興地域の指定の基準に関する事項 都道府県知事は、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域につき、法第6条第2項各号に掲げる要件に基づき農業振興地域の指定を行うこととされているが、当該要件の適用については次の基準を満たすものとする。 なお、農業振興地域の指定は、市町村ごとに、その区域の全部又は一部について行うものとするが、次のア又はイの場合には、隣接した2以上の市町村の区域にわたるものであっても一の農業振興地域として指定することができるものとする。 ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合 イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている場合又は行われることが適当である場合 （1）農用地等として利用すべき相当規模の土地があること（法第6条第2項第1号関係）。 農業振興地域として指定しようとする地域内に、法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200ヘクタール以上あること。 ただし、農業等の条件が不利な地域又は農業以外の土地利用が政策的に抑制される地域である次のアからコまでに掲げる地域を含む場合には、同項各号に規定する土地の合計面積がおおむね50ヘクタール以上あること。 ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）の離島振興対策実施地域 イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の対象地域 ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）の振興山村 エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化調整区域 オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象地域 カ 半島振興法（昭和60年法律第63号）の半島振興対策実施地域 キ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の特定農山村地域 ク <u>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の対象地域</u> ケ <u>棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の指定棚田地域</u> コ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の過疎地域</u> （2）農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること（法第6条第2項第2号関係）。 農業振興地域に指定することを相当とする地域における農業就業人口や農業者の経営意欲、資本装備、技術の水準等農業経営に関する基本的な条件の現況と将来見通しを勘案し、農地の利用集積、効率的かつ安定的な農業経営の展開、農業生産性の向上等の農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。	第3 農業振興地域の指定の基準に関する事項 都道府県知事は、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域につき、法第6条第2項各号に掲げる要件に基づき農業振興地域の指定を行うこととされているが、当該要件の適用については次の基準を満たすものとする。 なお、農業振興地域の指定は、市町村ごとに、その区域の全部又は一部について行うものとするが、次のア又はイの場合には、隣接した2以上の市町村の区域にわたるものであっても一の農業振興地域として指定することができるものとする。 ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合 イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている場合又は行われることが適当である場合 （1）農用地等として利用すべき相当規模の土地があること（法第6条第2項第1号関係）。 農業振興地域として指定しようとする地域内に、法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200ヘクタール以上あること。 ただし、農業等の条件が不利な地域又は農業以外の土地利用が政策的に抑制される地域である次のアからコまでに掲げる地域を含む場合には、同項各号に規定する土地の合計面積がおおむね50ヘクタール以上あること。 ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）の離島振興対策実施地域 イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の対象地域 ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）の振興山村 エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化調整区域 オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象地域 カ 半島振興法（昭和60年法律第63号）の半島振興対策実施地域 キ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の特定農山村地域 ク <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の過疎地域</u> ケ <u>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の対象地域</u> コ <u>棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の指定棚田地域</u> （2）農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること（法第6条第2項第2号関係）。 農業振興地域に指定することを相当とする地域における農業就業人口や農業者の経営意欲、資本装備、技術の水準等農業経営に関する基本的な条件の現況と将来見通しを勘案し、農地の利用集積、効率的かつ安定的な農業経営の展開、農業生産性の向上等の農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

変 更 後	変 更 前
(3) 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること（法第6条第2項第3号関係）。 法第6条第3項において、都市計画法の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものについては、農業振興地域の指定をしてはならないと規定されているが、その他当該土地が次のアからオまでに掲げる区域内の土地である場合は、その農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないこと。 ア 港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区、港湾区域又は港湾隣接地域 イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園又は国定公園の特別保護地区 ウ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）の流通業務地区 エ 都市計画法の用途地域又は臨港地区 オ 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの（法第10条第3項第5号に規定する土地が介在しているものを除く。） <u>第5</u> その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項 (1) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施 農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。 (2) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握 法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。 (3) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続 農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。 (4) 交換分合制度の活用 法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意	(3) 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること（法第6条第2項第3号関係）。 法第6条第3項において、都市計画法の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものについては、農業振興地域の指定をしてはならないと規定されているが、その他当該土地が次のアからオまでに掲げる区域内の土地である場合は、その農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないこと。 ア 港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区、港湾区域又は港湾隣接地域 イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園又は国定公園の特別保護地区 ウ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）の流通業務地区 エ 都市計画法の用途地域又は臨港地区 オ 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの（法第10条第3項第5号に規定する土地が介在しているものを除く。） <u>第4</u> その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項 (1) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施 農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。 (2) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握 法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。 (3) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続 農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。 (4) 交換分合制度の活用 法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意

変 更 後	変 更 前
向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。 (5) 公用施設又は公共用施設の整備との調整 国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第 1 条の 2 第 3 項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。 (6) 推進体制の確立等 農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、<u>都市計画審議会</u>、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。	向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。 (5) 公用施設又は公共用施設の整備との調整 国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第 16 条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。 (6) 推進体制の確立等 農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、<u>都市計画地方審議会</u>、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

変 更 後	変 更 前
(別添) 都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定基準 1 算定式 [令和 17 年の農用地区域内農地の面積の目標値] = [これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 17 年時点の農用地区域内農地の面積] + [令和 17 年までの農用地区域への編入促進] + [令和 17 年までの荒廃農地の発生防止] + [令和 17 年までの荒廃農地の解消] + [令和 17 年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由] 2 設定基準 (1) 令和 17 年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千 ha (①－②) ① 令和 5 年（基準年）の農用地区域内農地の面積 ○○千 ha ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 17 年時点の農用地区域内農地の面積 ○○千 ha ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（令和 2 年から令和 5 年までのすう勢） イ 荒廃農地の発生（令和 2 年から令和 5 年までのすう勢） (2) 農用地区域への編入促進 ○○千 ha ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第 10 条第 3 項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入 ② 農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入	(別添) 都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準 1 算定式 [令和 12 年の農用地区域内の農地面積の目標値] = [これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 12 年時点の農用地区域内の農地面積] + [令和 12 年までの農用地区域への編入促進] + [令和 12 年までの荒廃農地の発生防止] + [令和 12 年までの荒廃農地の解消] + [令和 12 年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由] 2 設定基準 (1) 令和 12 年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千 ha (①－②) ① 令和元年（基準年）の農用地区域内の農地面積 ○○千 ha ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 12 年時点の農用地区域内の農地面積 ○○千 ha ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（平成 27 年から令和元年までのすう勢） イ これまでのすう勢（平成 27 年から令和元年までのすう勢）が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地 (2) 農用地区域への編入促進 ○○千 ha ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第 10 条第 3 項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入 ② 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

変 更 後	変 更 前
(3) 荒廃農地の発生防止 ○○千 ha 農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年までの荒廃農地の発生を防止 ア 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化 イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保 ウ その他の農業振興施策	(3) 荒廃農地の発生防止 ○○千 ha 農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年までの荒廃農地の発生を防止 ア 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化 イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保 ウ その他の農業振興施策
(4) 荒廃農地の解消 ○○千 ha 遊休農地に関する措置の状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策による実績(令和2年から令和5年まで)を踏まえて解消	(4) 荒廃農地の解消 ○○千 ha 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により解消
(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由 ○○千 ha ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生防止等 ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外 ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等	(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由 ○○千 ha ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生防止等 ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外 ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等

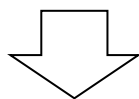
(案)

農用地区域内農地の面積の目標について

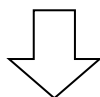
- これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進の効果及び各種施策による荒廃農地の発生防止・解消等の効果を織り込んで、農用地区域内農地の面積の目標を設定

令和 5 年現在の農用地区域内農地の面積

396.7万ha

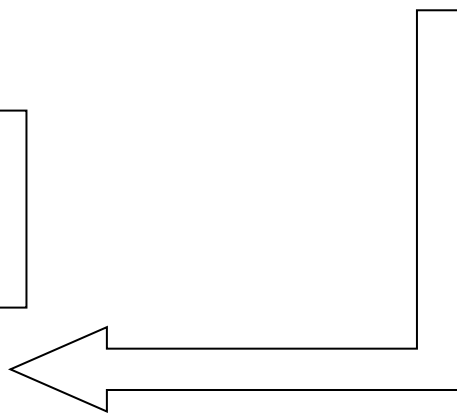
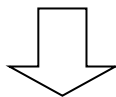


すう勢	令和 17 年までの農地の増減	施策効果	令和 17 年までの農地の増減
農用地区域からの除外	△8.4 万 ha	農用地区域への編入促進	+4.6 万 ha
		改正農振法の効果	+0.2 万 ha
荒廃農地の発生	△10.3 万 ha	荒廃農地の発生防止	+0.4 万 ha
		荒廃農地の解消	+6.5 万 ha



これまでのすう勢が
今後も継続した場合の
令和17年時点の農用地
区域内農地の面積

378万ha (すう勢)



令和17年時点で確保される農用地区域内農地の面積の目標

390万ha

注 1) ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。

注 2) 「すう勢」は、「農用地区域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が同水準で継続した場合の農地面積の減少である。